

男女がともにあゆみ育てるまち—あいなんの創造—
第2次愛南町男女共同参画推進計画

平成30年度進捗状況報告書



愛南町

目 次

はじめに	P 1
計画達成のための指標（数値目標）	P 2
基本目標1 男女がともに認め合う社会づくり	P 3
基本目標2 男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	P 4
基本目標3 男女がともに安心して暮らせる社会づくり	P 9
男女共同参画を推進するためのその他の取組	P 10

平成 30 年度 第 2 次愛南町男女共同参画推進計画

体系図	P 11
進捗状況一覧	P 12
進捗状況	P 17

はじめに

近年、少子高齢化の進展、ライフスタイルの変化と価値観の多様化、雇用形態の多様化など、社会を取り巻く環境が急速に変化しています。こうした変化に対応し、将来にわたって活力に富んだ持続可能な社会を形成するためには、一人ひとりの多様な生き方が尊重され、性別に関わりなく、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が必要となります。

国においては、国際社会における取組とも連動しながら、「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の形成に向けた施策を推進してきましたが、近年の経済社会情勢の変化等に対応するため、第4次男女共同参画基本計画を策定し、平成27年12月に閣議決定されました。また、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とした「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（平成30年法律第28号）が平成30年5月23日に公布・施行されました。

愛南町におきましても、平成23年3月に「愛南町男女共同参画推進計画（後期計画）ーあいなんパートナープラン2015ー」を策定し、「男女がともにあゆみ育てるまちーあいなんの創造ー」を基本理念に掲げ、様々な施策の推進に努めてまいりましたが、計画期間の満了に伴い、これまでの取組の点検・評価や、社会情勢の変化などから生じている課題等を踏まえ、男女があらゆる場面において共に参画し、活躍することができる社会の実現を目指すことを目的とした新たな計画「第2次愛南町男女共同参画推進計画」を策定いたしました。

本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく計画としても位置付け、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現するため、様々な施策に積極的に取り組んでいます。

本計画に掲げる基本理念の実現のためには、町民・事業者・団体のみなさまと行政の協働により、すべての方々が積極的に取り組んでいくことが不可欠であります。

この報告書は、平成30年度における後期計画の進捗状況を取りまとめたものです。

町民・事業者・団体のみなさま一人一人がこの報告書を通じて、男女共同参画についての関心と理解をより一層深めていただき、男女共同参画社会づくりの取組について考えていただく契機となれば幸いです。

令和元年10月
愛南町長 清水 雅文

計画達成のための指標（数値目標）

施策の方向	評価の指標	第1次計画策定時		第2次計画		平成27年度 現状値	出典
		平成22年 (基準値)	平成27年 (目標値)	平成27年 (基準値)	平成32年 (目標値)		
多様な学習機会の提供	社会全体において男女の地位が平等になっていると思う人の割合	10.1%	50.0%	16.3%	50.0%	16.3%	②
家庭生活における男女共同参画の推進	夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである（「男は仕事、女は家庭」という考え方）に「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した人の割合（※1）	52.9%	70.0%	76.9%	80.0%	76.9%	②
子育て・介護支援等の充実	延長保育の実施箇所数	3箇所	5箇所	4箇所	5箇所	5箇所	①
農林水産業における男女共同参画の確立	農業委員会に占める女性の割合	18.5%	※2	18.5%	30.0%	18.5%	①
	農家の家族経営協定締結数	46件	70件	51件	70件	51件	①
政策・方針決定過程における女性参画の推進	審議会等における女性委員の割合	29.6%	40.0%	30.1%	40.0%	30.0%	①
あらゆる暴力の根絶	DV防止法を知っている人の割合	66.4%	100.0%	85.2%	100.0%	85.2%	②
生涯にわたる健康づくり	特定健康診査の受診割合	38.7%	60.0%	37.2%	60.0%	38.5%	①

出典：①庁内資料、②住民アンケート調査

※1 第1次計画策定時のアンケートでは「反対」「どちらかといえば反対」

※2 平成27年度までは農業委員会委員は選挙によって決定される場合があったため、目標値は設定していない。

基本目標 1 男女がともに認め合う社会づくり

(1) 学びの場における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を發揮し、社会を形作る活動に参画する必要があります。

性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれることなく、人権尊重を基盤にした男女平等観を形成するために、男女共同参画についての理解を深めるための教育・学習の充実を図ることが求められます。

本町では、家庭において夫婦が共に子育てに携わる意識を啓発するために、訪問等の保健指導や、男性が家事などの家庭的負担を担うために、「男の料理教室」を各公民館で開催するなど、家庭や地域における男女平等意識の醸成と学習の機会の充実を図りました。

また、「男の料理教室」については、独居の高齢者や共働き世帯の増加に伴い、男性が家事を行う機会が増えていることから、今後も継続して事業を実施していきます。

平成 30 年度 男の料理教室 開催状況

区分	公民館区					合計
	内海	御荘	城辺	一本松	西海	
実施回数	0回	0回	1回	1回	1回	3回
参加人数	0人	0人	31人	20人	10人	61人

基本目標2 男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり

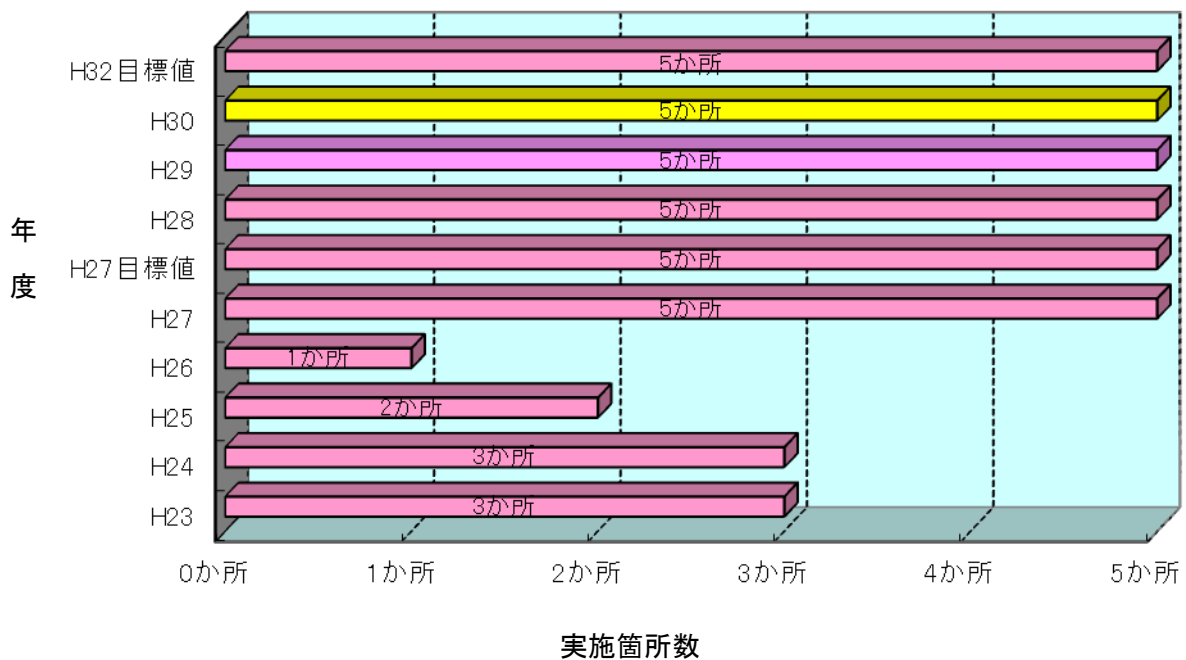
(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

男女がともに仕事と家事、子育てや介護などの家庭生活、また、ボランティア活動や地域活動などへの参画を通じて、あらゆる場面において活躍できることは、男女共同参画社会の基本的な考え方です。

育児・介護休業法や次世代育成支援対策推進法の改正など、男女の仕事と生活の調和を図るための法整備も進んでいますが、子育てや家事・介護などについては、主に女性が担っているという現状にあります。

仕事と家庭生活との両立に向けて、育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備や、労働時間の短縮、多様な働き方への支援など、様々な施策に取り組むことが必要です。今後も引き続き、子育て支援の拡充をはじめ、介護支援の充実など、あらゆる側面からワーク・ライフ・バランスの推進を図っていきます。

延長保育の実施箇所数



(2) 働く場における男女共同参画の推進

人口減少、少子高齢化などの影響により、若い世代の就労者が減少する近年の労働市場において、より一層の女性の労働力が求められています。女性の働き方は結婚や妊娠・出産などライフステージの転機によって影響を受けます。そのような中、女性自身にも就労意欲が高まり、再就職や男性の多かった職場への進出など、女性の就労に対するニーズも多様化しています。

しかし、育児・介護休業制度などの整備が進んでいるにも関わらず、出産や育児等による再就職や、待遇の面では依然として男女間の格差がみられます。

労働の分野において、男女平等を実現していくためには、男女の均等な機会と待遇の確保や、女性の就労継続、再就職などに対する支援や、ライフステージに応じた多様な働き方を選択できるように、新たな就労形態や環境についての整備・支援が課題です。

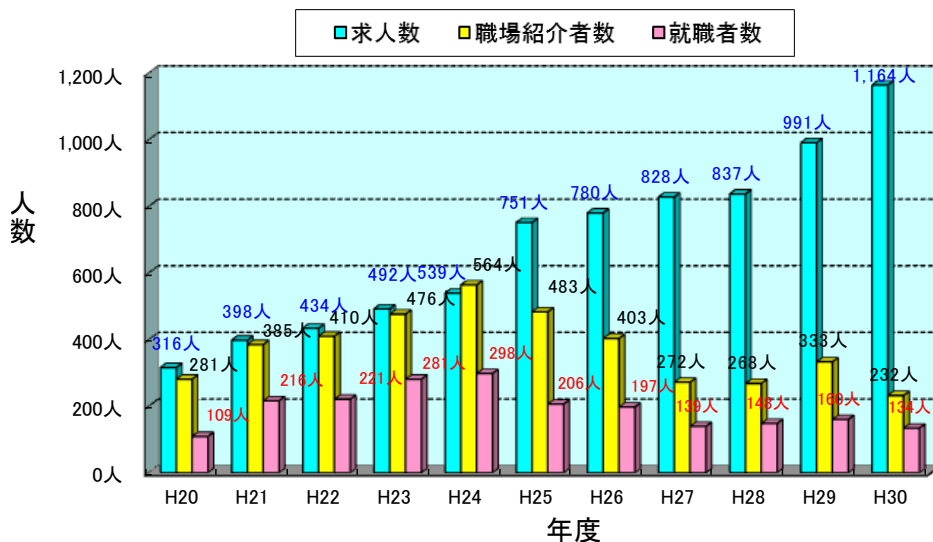
本町においては、「就職支援センター」が窓口となり、町内事業所に対し、男女の均等な雇用の機会と待遇の確保や女性の就労支援などに関する情報提供を今後も継続して実施していきます。

求人・就職状況

年度	求人数	職場紹介者数	就職者数	就職率	求職相談件数
H20	316人	281人	109人	38.8%	3,584件
H21	398人	385人	216人	56.1%	4,567件
H22	434人	410人	221人	53.9%	3,905件
H23	492人	476人	281人	59.0%	3,454件
H24	539人	564人	298人	52.8%	3,147件
H25	751人	483人	206人	42.7%	3,079件
H26	780人	403人	197人	48.9%	2,595件
H27	828人	272人	139人	51.1%	2,018件
H28	837人	268人	148人	55.2%	2,206件
H29	991人	333人	160人	48.0%	2,224件
H30	1,164人	232人	134人	57.8%	1,867件

※「就職率」＝「職場紹介者数」÷「就職者数」

※愛南町就職支援センター調べ

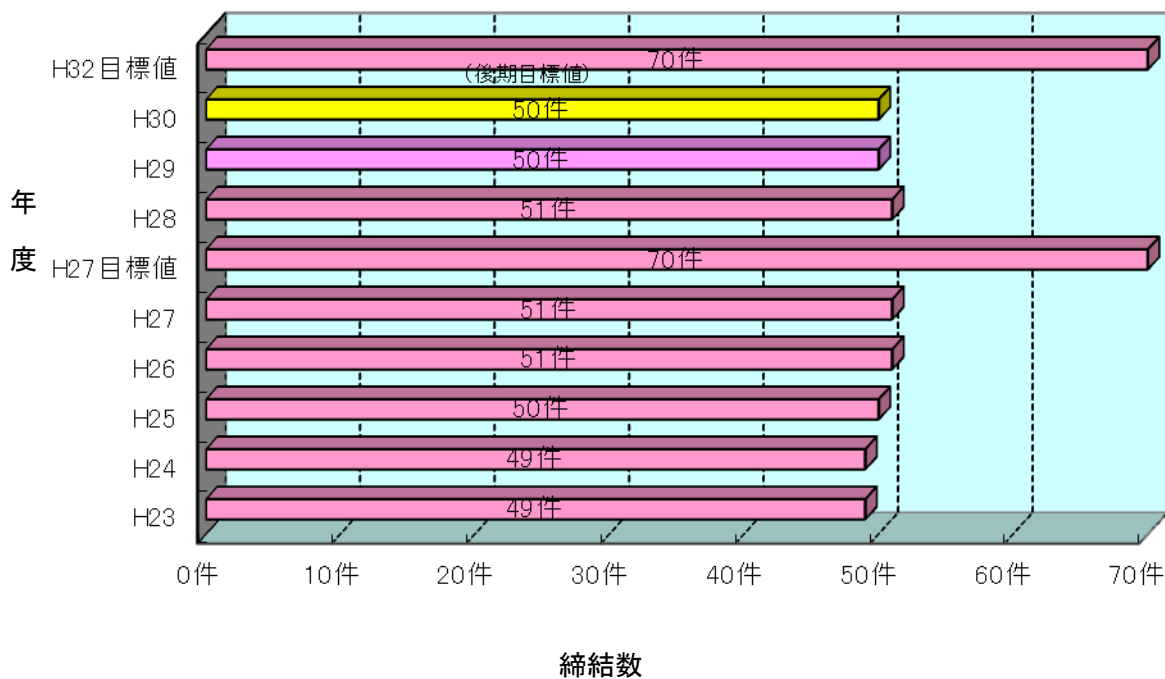


農林水産業において女性の果たす役割の重要性に照らし、農業委員や農協の役員など、地域の生産・生活に関する方針決定の場への女性の参画を進めるなどして、女性が快適に働くための労働条件の確保や就業環境の整備・改善を図っていくことが重要です。

また、これらの産業に従事する女性たちの労働が適正に評価され、その労働に見合った報酬を得ることや、男女ともに経営に参画することができる社会の形成が求められています。

本町では、家族経営などにおいて、労働に見合った報酬による女性の経済的地位の向上や快適な就業環境の改善・整備が図られるよう、家族の話し合いに基づく家族経営協定などの利用を引き続き推進していきます。

農家の家族経営協定締結数



(3) 政策や方針決定過程への女性の参画推進

社会のあらゆる分野に、男女がともに参画できる環境をつくり、新たな視点や発想を取り入れながら様々な人材の能力を活用していくことは、活力ある社会や経済を創造していくためにも必要です。

本計画の中では、「審議会等における女性委員の割合」の目標を40.0%に掲げ、女性委員のいない審議会等の解消を目指し、その推進に努めました。

平成21年12月に制定した「愛南町住民参画推進条例」においても、委員会等の男女の構成比率について掲げ、積極的に女性の登用を図ってきました。

審議会等における委員の公募枠の確保と適正な男女構成比の維持ができるよう、引き続き積極的な女性委員の登用を図っていきます。

平成30年4月1日現在、審議会・委員会等における委員総数733人のうち、女性委員は244人で、女性委員比率は33.3%となっています。

審議会等における女性の参画状況

(各年4月1日現在)

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標値
委員総数(人)	458	516	713	736	685	803	796	541	525	705	705	734	733	
女性委員数(人)	117	120	166	176	203	222	213	134	159	213	213	246	244	
女性委員比率	25.5%	23.3%	23.3%	23.9%	29.6%	27.6%	26.8%	24.8%	30.3%	30.2%	30.2%	33.5%	33.3%	40.0%
審議会等数	24	27	46	49	52	61	61	44	73	56	56	55	72	
女性委員のいる審議会等数	22	25	39	39	42	49	50	29	47	48	48	46	64	
女性委員のいる審議会等の比率	91.7%	92.6%	84.8%	79.6%	80.8%	80.3%	82.0%	65.9%	64.4%	85.7%	85.7%	83.6%	88.9%	

※出典：「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

愛南町役場女性職員の役付職員（係長以上）と一般職員への登用状況は、平成30年4月1日現在、役付職員252人のうち、女性は82人で比率は32.5%となりました。なお、一般職員全体で、女性の比率は35.1%です。

愛南町役場女性職員の登用状況

区分 年度	一般職員(人)								
	うち女性(人)			うち役付職員(人)					
	女性 比率	うち女性役付職員(人)				女性 比率			
		課長	課長 補佐	係長	女性 比率				
平成18年度	622	274	44.1%	285	85	7	13	65	29.8%
平成19年度	583	255	43.7%	268	84	5	11	68	31.3%
平成20年度	552	242	43.8%	242	76	5	16	55	31.4%
平成21年度	536	225	42.0%	239	66	4	13	49	27.6%
平成22年度	520	223	42.9%	231	73	6	13	54	31.6%
平成23年度	504	211	41.9%	240	77	5	14	58	32.1%
平成24年度	483	201	41.6%	231	77	5	18	54	33.3%
平成25年度	402	135	33.6%	221	71	7	24	40	32.1%
平成26年度	397	134	33.8%	233	78	7	31	40	33.5%
平成27年度	393	135	34.4%	233	76	6	32	38	32.6%
平成28年度	385	131	34.0%	230	72	7	31	34	31.3%
平成29年度	380	132	34.7%	234	76	7	35	34	32.5%
平成30年度	376	132	35.1%	252	82	8	36	38	32.5%

※出典：「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」
 ※一般職員数は、平成25年度から技能労務職を除く。

基本目標3 男女がともに安心して暮らせる社会づくり

(1) 生涯にわたる男女の健康づくり

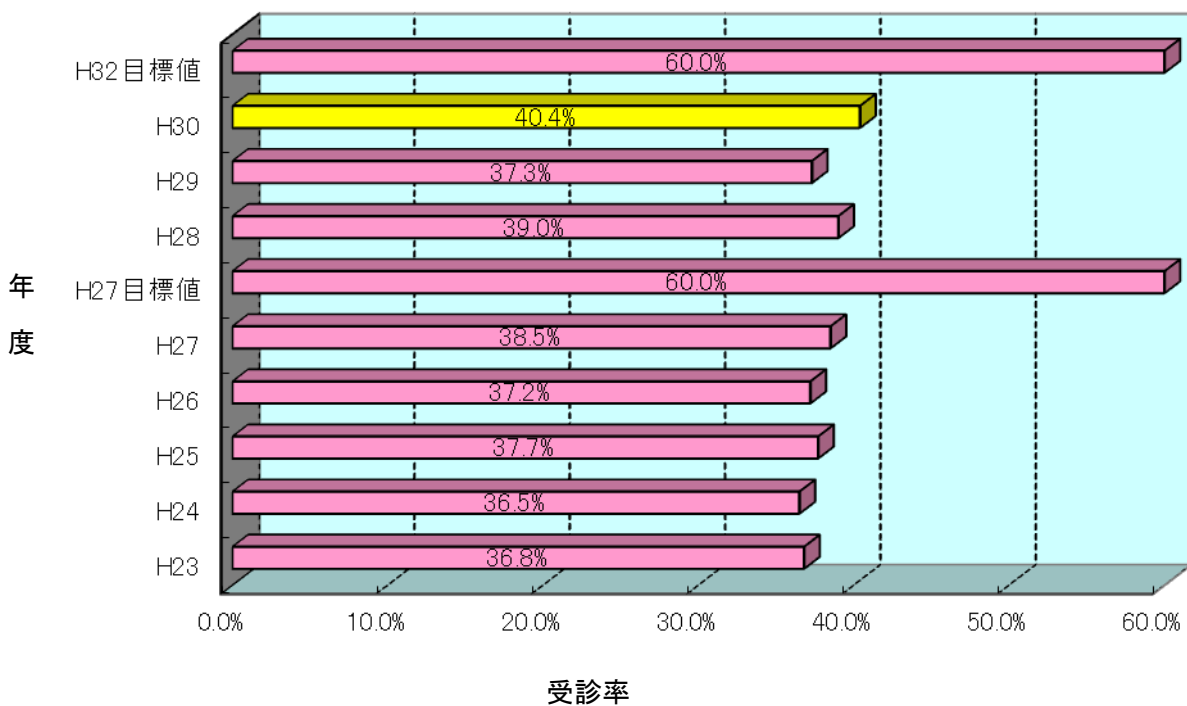
男女がお互いの身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会を築く上での前提といえます。

1人ひとりが自らの健康を管理しなければならないという意識の高揚のために、乳・幼児期、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等それぞれのライフステージに対応した健康診断や相談体制を整えるとともに、正確な知識・情報を提供し、生涯にわたる健康の管理及び保持増進を支援しています。

本町における特定健康診査の受診割合は、平成20年の制度改正により受診率が低迷しています。

特に、40歳代を中心とした若い世代の受診者が少ないため、今後は受診勧奨の実施や健康教育や健康相談の内容を充実させ、高齢者への介護予防事業等も含め、自己管理や予防の重要性の周知に継続的に取り組んでいきます。

特定健康診査受診率



※国の法定報告より

男女共同参画を推進するためのその他の取組

(1) 推進体制の充実

男女共同参画の施策分野は、行政のあらゆる分野に関わっています。全庁において男女共同参画に関する施策を推進するために、庁内関係部署との十分な連携を図りつつ、男女共同参画の意識啓発をはじめ、様々な取組みを推進しました。

(2) 計画の進行管理

本計画に定めた取組状況を、定期的に点検し、各施策の進捗状況を管理することによって、取組の中で生じた課題の改善に努めました。

(3) 国・県・関係機関との連携

県内で開催された次の各種大会及び会議等へ積極的に参加し、国・県・関係機関の動向を的確に把握しながら、情報交換や連携を図り、後期計画の円滑な推進に役立てました。

- ・平成30年5月30日
市町男女共同参画担当者会議
- ・平成30年12月12日
男女共同参画推進南予地域ミーティング
- ・平成30年9月26日
- ・平成31年2月19日
町職員に対する研修会

また、最近増加傾向にある配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、略してDV）を中心に、女性からの相談全般に応じるため、相談窓口を設置し、特に悪質なケースについては、県、警察署等と連携して、指導や処置にあたっています。

1 計画の体系

基本理念

基本目標

基本施策

施策の方向

男女がともにあゆみ育てるまち
あいなんの創造

【1】
男女がともに
認め合う
社会づくり

【1】男女平等の視点に立った人権の尊重

1. 人権の尊重と人権意識づくり
2. 男女共同参画の視点に立った広報等表現の促進

【2】男女共同参画への理解促進と意識の浸透

3. 社会制度・慣行の見直しの推進
4. 啓発・広報活動の推進

【3】学びの場における男女共同参画の推進

5. 学校等における男女平等の教育の推進
6. 多様な学習機会の提供

【4】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

7. 家庭生活における男女共同参画の推進
8. 子育て・介護支援等の充実
9. 多様な働き方への条件整備

【5】働く場における男女共同参画の推進

10. 就労の場における男女共同参画の推進
11. 農林水産業における男女共同参画の確立

【6】政策や方針決定過程への女性の参画推進

12. 政策・方針決定過程における女性参画の推進
13. 女性人材の育成と情報提供の充実

【7】地域活動における男女共同参画の推進

14. 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進
15. 様々な分野への女性の地域活動参画の推進

【2】
男女がともに
いきいきと
活躍できる
社会づくり
(女性活躍推進計画)

【8】あらゆる暴力を根絶するまちづくり

16. あらゆる暴力の根絶
17. 安心できる相談・支援体制の充実

【9】ともに支え合う福祉環境づくり

18. 高齢者や障害者への支援
19. 生活福祉の推進

【3】
男女がともに
安心して暮らせる
社会づくり

【10】生涯にわたる男女の健康づくり

20. 生涯にわたる健康づくり
21. 健康対策の充実

第2次愛南町男女共同参画推進計画各取組進捗状況一覧

第2次計画の体系			具体的な取組	順調	ほぼ順調	横ばい	不調	回答課	関係課
基本目標	基本施策	施策の方向		◎	○	△	×		
[1]男女がともに認め合う社会づくり	【1】男女平等の視点に立った人権の尊重	1. 人権の尊重と人権意識づくり	情報を主体的に読み解く力、自ら発信する能力の育成支援	0	0	2	0	学校教育課 生涯学習課	総務課 保健福祉課 学校教育課 生涯学習課
[1]男女がともに認め合う社会づくり	【1】男女平等の視点に立った人権の尊重	2. 男女共同参画の視点に立った広報等表現の促進	男女共同参画の視点に立った表現の調査研究の実施	0	1	0	0	総務課	総務課
[1]男女がともに認め合う社会づくり	【2】男女共同参画への理解促進と意識の浸透	3. 社会制度・慣行の見直しの推進	男女共同参画に関する情報の収集・提供	0	1	0	0	企画財政課	企画財政課
[1]男女がともに認め合う社会づくり	【2】男女共同参画への理解促進と意識の浸透	4. 啓発・広報活動の推進	啓発・広報活動の推進と社会制度・慣行の見直し	0	0	1	0	企画財政課	企画財政課
[1]男女がともに認め合う社会づくり	【3】学びの場における男女共同参画の推進	5. 学校等における男女平等の教育の推進	学校教育全体を通じた指導の充実	0	0	1	0	学校教育課	学校教育課
[1]男女がともに認め合う社会づくり	【3】学びの場における男女共同参画の推進	5. 学校等における男女平等の教育の推進	教育関係者の男女共同参画に関する理解の促進	0	0	1	0	学校教育課	学校教育課 生涯学習課
[1]男女がともに認め合う社会づくり	【3】学びの場における男女共同参画の推進	6. 多様な学習機会の提供	男女共同参画に関する講演会等の実施	0	1	1	0	企画財政課 生涯学習課	企画財政課 保健福祉課 生涯学習課
[1]男女がともに認め合う社会づくり	【3】学びの場における男女共同参画の推進	6. 多様な学習機会の提供	家庭、地域における男女平等意識の醸成と学習機会の充実	0	1	1	0	保健福祉課 生涯学習課	保健福祉課 生涯学習課

第2次愛南町男女共同参画推進計画各取組進捗状況一覧

第2次計画の体系			具体的な取組	順調	ほぼ順調	横ばい	不調	回答課	関係課
基本目標	基本施策	施策の方向		◎	○	△	×		
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【4】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	7. 家庭生活における男女共同参画の推進	男女平等の理念に基づく、個人・家庭を尊重する意識の啓発	0	0	1	0	生涯学習課	生涯学習課
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【4】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	8. 子育て・介護支援等の充実	職業生活と家庭生活が両立できる支援体制の整備	0	1	0	0	商工観光課	総務課 企画財政課 商工観光課
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【4】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	8. 子育て・介護支援等の充実	子育て支援体制の整備	0	1	1	0	保健福祉課 生涯学習課	
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【4】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	8. 子育て・介護支援等の充実	保育体制の整備	1	0	0	0	保健福祉課	企画財政課 町民課 保健福祉課 生涯学習課
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【4】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	8. 子育て・介護支援等の充実	放課後待機児童対策の充実	1	0	0	0	生涯学習課 保健福祉課	
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【4】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	8. 子育て・介護支援等の充実	高齢者介護サービスの充実	0	1	0	0	高齢者支援課	高齢者支援課
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【4】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	9. 多様な働き方への条件整備	新しい働き方の情報提供及び普及促進	0	0	1	0	商工観光課	
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【4】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	9. 多様な働き方への条件整備	起業支援等雇用以外の就業環境の整備	0	0	1	0	商工観光課	商工観光課

第2次愛南町男女共同参画推進計画各取組進捗状況一覧

第2次計画の体系			具体的な取組	順調	ほぼ順調	横ばい	不調	回答課	関係課
基本目標	基本施策	施策の方向		◎	○	△	×		
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【5】働く場における男女共同参画の推進	10. 就労の場における男女共同参画の推進	男女雇用機会均等法の周知・徹底	0	1	1	0	企画財政課 商工観光課	総務課 企画財政課 商工観光課
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【5】働く場における男女共同参画の推進	10. 就労の場における男女共同参画の推進	女性の就労継続支援	0	0	1	0	商工観光課	商工観光課
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【5】働く場における男女共同参画の推進	10. 就労の場における男女共同参画の推進	女性の再チャレンジ支援	0	1	0	0	商工観光課	商工観光課
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【5】働く場における男女共同参画の推進	10. 就労の場における男女共同参画の推進	多様なハラスメントの防止・救済に向けた環境の整備	0	0	1	0	学校教育課	総務課 企画財政課 商工観光課 保健福祉課 高齢者支援課 学校教育課 生涯学習課
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【5】働く場における男女共同参画の推進	11. 農林水産業における男女共同参画の確立	各種団体における女性委員の参画促進	0	1	0	1	農業委員会 水産課	農林課 水産課
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【5】働く場における男女共同参画の推進	11. 農林水産業における男女共同参画の確立	農林水産業の従事者や関係団体への意識啓発 農林水産業での女性の地位確立と活動しやすい環境づくり	0	0	2	0	農林課	農林課
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【6】政策や方針決定過程への女性の参画推進	12. 政策・方針決定過程における女性の参画の推進	あらゆる場における、女性の政策・方針決定過程への参画の推進	1	2	5	0	総務課 企画財政課 町民課 保健福祉課 高齢者支援課 環境衛生課 学校教育課 生涯学習課	総務課
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【6】政策や方針決定過程への女性の参画推進	12. 政策・方針決定過程における女性の参画の推進	町女性職員の管理職への登用促進等	0	0	1	0	総務課	総務課

第2次愛南町男女共同参画推進計画各取組進捗状況一覧

第2次計画の体系			具体的な取組	順調	ほぼ順調	横ばい	不調	回答課	関係課
基本目標	基本施策	施策の方向		◎	○	△	×		
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【6】政策や方針決定過程への女性の参画推進	13. 女性人材の育成と情報提供の充実	女性の能力発揮の機会拡大に向け積極的取組の実施	0	0	1	0	商工観光課	総務課 企画財政課 商工観光課
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【6】政策や方針決定過程への女性の参画推進	13. 女性人材の育成と情報提供の充実	女性地域リーダーの発掘と育成	0	0	1	0	企画財政課	企画財政課
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【6】政策や方針決定過程への女性の参画推進	13. 女性人材の育成と情報提供の充実	女性の能力開発にむけた学習の場の提供	0	1	0	0	保健福祉課	企画財政課 保健福祉課 生涯学習課
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【7】地域活動における男女共同参画の推進	14. 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進	男女共同参画の視点に立った地域活動への支援	0	1	1	0	保健福祉課 生涯学習課	保健福祉課 生涯学習課
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【7】地域活動における男女共同参画の推進	15. 様々な分野への女性の地域活動参画の推進	まちづくり分野での女性の参画推進	0	0	1	0	企画財政課	企画財政課 商工観光課 防災対策課 環境衛生課
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【7】地域活動における男女共同参画の推進	15. 様々な分野への女性の地域活動参画の推進	観光分野での女性の参画推進	0	1	0	0	商工観光課	
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【7】地域活動における男女共同参画の推進	15. 様々な分野への女性の地域活動参画の推進	防災分野での女性の参画推進	0	0	1	0	防災対策課	
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【7】地域活動における男女共同参画の推進	15. 様々な分野への女性の地域活動参画の推進	環境分野での女性の参画推進と環境保全活動への参画支援	0	1	0	0	環境衛生課	

第2次愛南町男女共同参画推進計画各取組進捗状況一覧

第2次計画の体系			具体的な取組	順調	ほぼ順調	横ばい	不調	回答課	関係課
基本目標	基本施策	施策の方向		◎	○	△	×		
[3]男女がともに安心して暮らせる社会づくり	【8】あらゆる暴力を根絶するまちづくり	16. あらゆる暴力の根絶	人権を侵害する暴力防止についての広報・啓発	0	1	3	0	企画財政課 保健福祉課 高齢者支援課 生涯学習課	企画財政課 保健福祉課 高齢者支援課 学校教育課 生涯学習課
[3]男女がともに安心して暮らせる社会づくり	【8】あらゆる暴力を根絶するまちづくり	16. あらゆる暴力の根絶	配偶者等からの暴力防止・救済に向けた推進体制の整備と相談体制の確立	0	0	3	0	企画財政課 町民課 保健福祉課	企画財政課 町民課 保健福祉課 高齢者支援課
[3]男女がともに安心して暮らせる社会づくり	【8】あらゆる暴力を根絶するまちづくり	17. 安心できる相談・支援体制の充実	被害者の保護・自立支援	0	0	1	0	企画財政課 保健福祉課	企画財政課 町民課 保健福祉課 高齢者支援課
[3]男女がともに安心して暮らせる社会づくり	【9】ともに支え合う福祉環境づくり	18. 高齢者や障害者への支援	高齢者の介護予防・生活支援の充実	0	1	0	0	高齢者支援課	
[3]男女がともに安心して暮らせる社会づくり	【9】ともに支え合う福祉環境づくり	18. 高齢者や障害者への支援	高齢者の生きがい活動支援の充実	0	0	2	0	高齢者支援課 生涯学習課	保健福祉課 高齢者支援課
[3]男女がともに安心して暮らせる社会づくり	【9】ともに支え合う福祉環境づくり	18. 高齢者や障害者への支援	高齢者の就業支援	0	0	1	0	高齢者支援課	
[3]男女がともに安心して暮らせる社会づくり	【9】ともに支え合う福祉環境づくり	19. 生活福祉の推進	様々な困難に直面している人への支援	0	1	0	1	保健福祉課 町民課	町民課 保健福祉課 高齢者支援課 生涯学習課
[3]男女がともに安心して暮らせる社会づくり	【10】生涯にわたる男女の健康づくり	20. 生涯にわたる健康づくり	全てのライフステージに対応した健康の保持増進対策の推進	0	2	0	0	保健福祉課 高齢者支援課	町民課 保健福祉課 高齢者支援課 生涯学習課
[3]男女がともに安心して暮らせる社会づくり	【10】生涯にわたる男女の健康づくり	21. 健康対策の充実	性と生殖に関する健康について学習機会の充実と相談体制の整備	0	1	2	0	保健福祉課 学校教育課	保健福祉課 学校教育課
				3	22	39	2		
				4.55%	33.33%	59.09%	3.03%		

平成30年度 愛南町男女共同参画推進計画（後期計画）各取組進捗状況

第2次計画の体系			具体的な取組	施策の方向に関連する数値目標	取組状況		課題・評価等	令和元年度以降の計画	回答課	関係課
基本目標	基本施策	施策の方向			平成29年度	平成30年度				
【1】男女がともに認め合う社会づくり	【1】男女平等の視点に立った人権の尊重	1. 人権の尊重と人権意識づくり	情報を主体的に読み解く力、自ら発信する能力の育成支援 ○情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力向上のための支援 ○正しい人権意識を持つための学習機会の提供 ○人権問題や男女共同参画意識に関するメディア・リテラシーの向上支援 ○学校・公民館等からの有害情報の排除 ○人権・同和教育指導者育成講座を開催するなど、人権・同和教育の推進	—	■生涯学習課及び人権啓発室と連携し、PTA活動・人権・同和教育を推進しました。人権・同和教育指導者養成講座を開催しました。 ■婦人会などの女性団体への活動支援のほか、人権啓発室や公民館で人権研修を実施しました。	■生涯学習課及び人権啓発室と連携し、PTA活動・人権・同和教育を推進しました。人権・同和教育指導者養成講座を開催しました。 ■婦人会などの女性団体への活動支援のほか、人権啓発室や公民館で人権研修を実施しました。	■全課・全職員による人権・同和教育研修を実施しています。 ■参加者が固定化されがちです。	■生涯学習課及び人権啓発室と連携し、PTA活動・人権・同和教育を推進します。人権・同和教育指導者養成講座を開催します。 ■人権・同和教育による啓発を図りながら、女性団体等の活動支援を行います。	学校教育課	総務課 保健福祉課 学校教育課 生涯学習課
【1】男女がともに認め合う社会づくり	【1】男女平等の視点に立った人権の尊重	2. 男女共同参画の視点に立った広報等表現の促進	男女共同参画の視点に立った表現の調査研究の実施 ○男女共同参画の視点に立った表現の調査研究及び町の広報やホームページ、刊行物等のガイドライン設定。 ○町の広報や刊行物等において性差別につながる不適切な表現の推進。 ○町の広報、刊行物作成時等に女性職員の視点を生かす。	—	■文章の内容について、不適切な表現になっていないか校正の段階で複数の者がチェックしました。 ■文章の内容について、不適切な表現になっていないか校正の段階で複数の者がチェックしました。	■文章の内容について、不適切な表現になっていないか校正の段階で複数の者がチェックしました。 ■文章の内容について、不適切な表現になっていないか校正の段階で複数の者がチェックしました。	■チェック体制が機能しており、適切な表現を保持しています。 ■引き続きチェック体制を堅持します。	—	総務課	総務課
【1】男女がともに認め合う社会づくり	【2】男女共同参画への理解促進と意識の浸透	3. 社会制度・慣行の見直しの推進	男女共同参画に関する情報の収集・提供 ○男女平等の慣行や社会通念の実態把握に努めるとともに、町内の男女共同参画に関する取組や活動状況などについての調査及び結果の公表に努める。 ○国や県などが行う事業、関連データや資料などについての情報提供。	—	■本町における男女共同参画社会の形成、又は女性に関する施策の推進状況について調査し、県に報告しました。 ■本町における男女共同参画社会の形成、又は女性に関する施策の推進状況について調査し、県に報告しました。	■本町における男女共同参画社会の形成、又は女性に関する施策の推進状況について調査し、県に報告しました。 ■本町における男女共同参画社会の形成、又は女性に関する施策の推進状況について調査し、県に報告しました。	■審議会等における女性雇用率など、詳細なデータを毎年県へ報告しています。今後も、より正確なデータ提供等で、本町の男女共同参画社会づくりの推進状況を把握できるよう努めます。	■引き続き男女共同参画社会づくりの推進状況を調査し、庁内での取組状況や課題、計画の推進状況等の把握に努めます。	企画財政課	企画財政課
【1】男女がともに認め合う社会づくり	【2】男女共同参画への理解促進と意識の浸透	4. 啓発・広報活動の推進	啓発・広報活動の推進と社会制度・慣行の見直し ○男女共同参画に関するセミナーや講演会、研修会等の開催し、男女共同参画についての理解促進と意識の浸透を図る。 ○「ジェンダー（社会的・文化的につくられた性別）」の視点の定義についてのわかりやすい広報・啓発活動に努める。 ○住民や事業者に対し、男女共同参画の助けとなる社会制度や慣行を見直すことについて、呼びかけを行うとともに、男女平等意識の浸透を図るため広報・啓発活動の推進。 ○男性や若年層を対象とした性別による固定的な役割分担意識を解消するための広報・啓発活動の充実にも努める。	—	■公民館等に、啓発ポスター等を掲示しました。 ■公民館等に、啓発ポスター等を掲示しました。	■公民館等に、啓発ポスター等を掲示しました。 ■公民館等に、啓発ポスター等を掲示しました。	■周知活動は毎年行っているものの、一方的な情報発信で終わっている感が否めません。	■引き続き広報・啓発を実施します。	企画財政課	企画財政課
【1】男女がともに認め合う社会づくり	【3】学びの場における男女共同参画の推進	5. 学校等における男女平等の教育の推進	学校教育全体を通じた指導の充実 ○男女共同参画の視点に立ち、児童生徒の心身の発達段階に応じた学習の系統化を図る。 ○性別によらない、児童・生徒の個性や特性に応じた進路指導の実施 ○家庭科指導等の充実を図るとともに教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等を活用した体験的な男女平等に関する教育の推進。 ○ボランティアなど勤労体験学習等の充実にも努める。	—	■学習指導要領、愛媛県教育基本方針「互いの人権を尊重する教育の推進と児童生徒の健全育成」に基づき実施しました。 ■学習指導要領、愛媛県教育基本方針「互いの人権を尊重する教育の推進と児童生徒の健全育成」に基づき実施しました。	■学習指導要領、愛媛県教育基本方針「互いの人権を尊重する教育の推進と児童生徒の健全育成」に基づき実施しました。 ■学習指導要領、愛媛県教育基本方針「互いの人権を尊重する教育の推進と児童生徒の健全育成」に基づき実施しました。	■学習指導要領、愛媛県教育方針に基づき実施しています。 ■学習指導要領、愛媛県教育方針「互いの人権を尊重する教育の推進と児童生徒の健全育成」に基づき実施します。	—	学校教育課	学校教育課
【1】男女がともに認め合う社会づくり	【3】学びの場における男女共同参画の推進	5. 学校等における男女平等の教育の推進	教育関係者の男女共同参画に関する理解の促進 ○男女共同参画に対する正しい理解の浸透を図るため、教育関係者等に対する研修等の実施や意識啓発を実施。 ○教職員を対象とした男女共同参画に関する研修会等を実施。 ○PTA活動を通じた男女共同参画に関する勉強会等の支援。	■社会全体において男女の地位が平等になっていると思う人の割合 ・平成22年度：10.1%（現状値） ・平成27年度：50.0%【目標値】 ・平成32年度：50.0%【目標値】	■愛媛県教育方針「教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化」に基づき、人権・同和教育に取り組まれました。 ■愛媛県教育方針「教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化」に基づき、人権・同和教育に取り組まれました。	■愛媛県教育方針「教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化」に基づき、人権・同和教育に取り組まれました。 ■愛媛県教育方針「教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化」に基づき、人権・同和教育に取り組まれました。	■愛媛県教育方針「教職員の資質・能力の向上」の中で教職員の研修の充実を図っています。 ■愛媛県教育方針「教職員の資質・能力の向上」の中で教職員の研修の充実を図っています。	—	学校教育課	学校教育課 生涯学習課

平成30年度 愛南町男女共同参画推進計画（後期計画）各取組進捗状況

<p>【1】男女がともに認め合う社会づくり</p>	<p>【3】学びの場における男女共同参画の推進</p>	<p>6. 多様な学習機会の提供</p>	<p>男女共同参画に関する講演会等の実施</p>	<p>○男女共同参画に対する理解を深めるための住民を対象とした講演会等の実施 ○男性や若年層が参加しやすい形での講演会等の実施に向け、開催時間帯や曜日などに配慮する。</p>	<p>—</p>	<p>■えひめ女性財団から講師を招き、町職員を対象とした研修会を実施しました。</p>	<p>■えひめ女性財団から講師を招き、町職員を対象とした研修会を実施しました。</p>	<p>○ ■男女共同参画への理解を深めるための研修会等が必要だと思います。</p>	<p>■令和元年度より男女共同参画学習会支援事業を開始、利用してもらえるように広報活動を行う。</p>	<p>企画財政課</p>	<p>—</p>
<p>【1】男女がともに認め合う社会づくり</p>	<p>【3】学びの場における男女共同参画の推進</p>	<p>6. 多様な学習機会の提供</p>	<p>家庭、地域における男女平等意識の醸成と学習機会の充実</p>	<p>○家庭における固定的な役割分担にとわれない意識の醸成を図るとともに、男女がともに家事・育児・介護等家族的責任を担うことについての広報・啓発に努める。 ○公民館での講座等を利用した、「男の料理教室」の開催など、男女共同参画に対する意識を高める学習機会の充実にも努める。 ○地域ごとや小グループでの、男女共同参画についての勉強会等に対する支援に努める。 ○男女共同参画に関する資料や図書等の整備、情報提供等による学習支援に努める。</p>	<p>—</p>	<p>■H24年度から「両親学級」H25年度から「かるがも通信」事業は中止し、訪問等の保健指導で実施しました。</p>	<p>■妊娠届出時に保健師が面直し、妊娠中、産後に家族の協力が得られるかどうかの聞き取りを行っています。父子健康手帳の配布を行い、父親の家事、育児の協力を促しています。</p>	<p>○ ■赤ちゃん訪問アンケートでは育児に協力する父親の割合は 92.9%でした。</p>	<p>■妊産婦・新生児訪問や保健指導等で情報提供を実施します。</p>	<p>企画財政課 保健福祉課 生涯学習課</p>	<p>—</p>
<p>【2】男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり</p>	<p>【4】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進</p>	<p>7. 家庭生活における男女共同参画の推進</p>	<p>男女平等の理念に基づく、個人・家庭を尊重する意識の啓発</p>	<p>○家庭において、固定的な役割分担にとわれない意識づくりのための啓発活動の推進。 ○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の浸透と、意識づくりのための啓発活動の推進。 ○育児、家事・介護に携わる男性への情報提供や、男性同士の情報交換・交流の場の提供。</p>	<p>—</p>	<p>■食生活改善推進協議会や地域の女性グループと連携して、男性が家事に積極的に参画できるよう、男性の料理教室を開催しました。</p>	<p>■食生活改善推進協議会や地域の女性グループと連携して、男性が家事に積極的に参画できるよう、男性の料理教室を開催しました。</p>	<p>△ ■自立しようとする高齢者の意識が高く、料理することを前向きに捉え、参加してくれています。</p>	<p>■誰もが生活的自立ができるよう、今後も教室を実施します。</p>	<p>生涯学習課</p>	<p>生涯学習課</p>
<p>【2】男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり</p>	<p>【4】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進</p>	<p>8. 子育て・介護支援等の充実</p>	<p>職業生活と家庭生活が両立できる支援体制の整備</p>	<p>○育児休業・介護休業の制度等の普及をはじめ、男女がともに働きながら育児や介護に取り組むことができる条件や環境づくり、支援体制の整備等について、事業所に働きかける。</p>	<p>■夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである（「夫は仕事」「妻は家庭」という考え方）に「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した人の割合 ・平成22年度：52.9%（現状値） ・平成27年度：70.0%【目標値】 76.9%（現状値）</p>	<p>■就職支援センターを通じて町内の事業所に対し、安心して女性が働ける職場作りを啓発しました。</p>	<p>■就職支援センターを通じて町内の事業所に対し、安心して女性が働ける職場作りについて啓発しました。</p>	<p>○ ■求人受付の際に事業所への啓発活動を行っており、また、関係機関と連携して支援整備等の情報提供等を行っています。</p>	<p>■今後も継続して実施します。</p>	<p>商工観光課</p>	<p>総務課 企画財政課 商工観光課</p>
<p>【2】男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり</p>	<p>【4】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進</p>	<p>8. 子育て・介護支援等の充実</p>	<p>子育て支援体制の整備</p>	<p>○地域子育て支援拠点事業をはじめ、地域社会全体で子育てをサポートできる体制づくりに努めるとともに、あいなん子育て応援グループ機関誌などによる、子育てに関する情報を収集・提供する。 ○ボランティアネットワークの構築をはじめとする、子育て支援体制の整備。</p>	<p>—</p>	<p>■地域子育て支援拠点事業：3か所</p>	<p>■地域子育て支援拠点事業：3か所</p>	<p>○ ■地域の子育て家庭の相談指導、子育て情報の提供等、育児支援基盤の形成が図られており、子育て親子の相談の場としての場となり不安感が緩和されています。</p>	<p>■制度を周知し、利用普及に努めます。</p>	<p>保健福祉課</p>	<p>—</p>
<p>【2】男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり</p>	<p>【4】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進</p>	<p>8. 子育て・介護支援等の充実</p>	<p>保育体制の整備</p>	<p>○多様化する保育ニーズを把握し、保育体制の充実を図る。</p>	<p>■延長保育の実施箇所数 ・平成22年度：3箇所（現状値） ・平成27年度：5箇所【目標値】 5箇所（現状値） ・平成32年度：5箇所【目標値】</p>	<p>■延長保育：5か所 ■一時保育：1か所</p>	<p>■延長保育：5か所 ■一時保育：1か所</p>	<p>◎ ■保育所の統廃合の進捗状況や地域の需要を勘案しながら、段階的に実施保育所及びサービス内容を検討し、希望に沿った保育サービスがほぼできました。</p>	<p>■地域等のニーズを把握しながら、制度周知に努め、必要な保育サービスを提供します。</p>	<p>保健福祉課</p>	<p>企画財政課 町民課 保健福祉課 生涯学習課</p>
<p>【2】男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり</p>	<p>【4】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進</p>	<p>8. 子育て・介護支援等の充実</p>	<p>放課後待機児童対策の充実</p>	<p>○放課後待機児童に関する町民のニーズの把握に努めるとともに、放課後待機児童の受け入れ体制の整備を図る。</p>	<p>—</p>	<p>■待機児童なく受け入れ出来ています。</p>	<p>■待機児童なく受け入れ出来ています。</p>	<p>◎ ■人材不足等の課題はありますが、現場との情報共有、学校等との連携を図りながら運営することができました。</p>	<p>■引き続き運営状況の把握と課題解決に努め、待機児童なしを目指します。</p>	<p>保健福祉課</p>	<p>—</p>

平成30年度 愛南町男女共同参画推進計画（後期計画）各取組進捗状況

[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【4】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	8. 子育て・介護支援等の充実	高齢者介護サービスの充実 ○介護・保健施設等との連携を図りながら介護保険制度の円滑な運営を図る。 ○認知症サポーター養成講座の実施 ○男女の違いに配慮した医療や介護・介護予防対策の推進。 ○家族介護者の負担軽減を図るための体制整備。	—	■認知症サポーター養成講座では、7団体・105人のサポーターを養成しました。	■認知症サポーター養成講座では、6団体・79人のサポーターを養成しました。	■認知症について、いろいろな職域団体、学校関係等に幅広く周知し、理解や支援につなげていく必要があります。	■受講について積極的に地域住民をはじめ、関係機関や商店、学校関係等に働きかけや啓発を行いながら今後も継続して実施します。また、認知症サポーターの今後の活動についても、積極的な活動ができる人材育成につながるようフォローします。	高齢者支援課	高齢者支援課
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【4】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	9. 多様な働き方への条件整備	新しい働き方の情報提供及び普及促進 ○事業所に対して、在宅勤務、ワークシェアリング等、多様な就業形態に関する情報提供や導入を呼びかける。 ○パートタイム労働法、労働者派遣法等の周知。	—	■就職支援センターを通じて情報提供を行いました。	■就職支援センターを通じて情報提供を行いました。	■就職支援センターで扱っている情報提供の内容に該当するものが少ない状況です。	■今後も継続して実施します。	商工観光課	商工観光課
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【4】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	9. 多様な働き方への条件整備	起業支援等雇用以外の就業環境の整備 ○起業や事業経営に関する情報提供や、知識の習得等への支援	—	■愛南町や関係機関の支援制度を周知し、起業・創業等の啓発を行いました。	■愛南町や関係機関の支援制度を周知し、起業・創業等の啓発を行いました。	■周知活動を行い、起業化について相談はあるものの制度への応募に至る事案がありませんでした。	■今後も継続して実施します。	商工観光課	商工観光課
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【5】働く場における男女共同参画の推進	10. 就労場における男女共同参画の推進	男女雇用機会均等法の周知・徹底 ○様々な媒体や機会を通じて、男女雇用機会均等法の周知・普及を図る。 ○事業所等に対し、採用や待遇面での男女差解消に向けた啓発。	—	■ポスター等を支所や公民館で掲示し、周知活動を実施しました。	■ポスター等を支所や公民館で掲示し、周知活動を実施しました。	■周知活動は毎年行っているものの、一方的な情報発信で終わっている感が否めません。	■令和元年度より男女共同参画学習会支援事業を開始。利用してもらえるように広報活動を行う。	企画財政課	総務課 企画財政課 商工観光課
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【5】働く場における男女共同参画の推進	10. 就労場における男女共同参画の推進	女性の就労継続支援 ○女性が職場においても母性を保護、尊重され、働きながらでも安心して出産できるよう、母性健康管理の条件整備を事業所等に働きかける。	—	■就職支援センターを通じて町内事業所に対し、雇用機会均等法の意義等、女性が安心して働ける職場づくりを周知しました。	■就職支援センターを通じて町内事業所に対し、雇用機会均等法の意義等、女性が安心して働ける職場づくりを周知しました。	■求人の際の性別不問を徹底し、性別による就業機会の不平等がないように啓発し、また労働に関する悩み相談の、窓口照会パンフレットの設置などを行い、処遇改善への啓発を行いました。	■今後も継続して実施します。	商工観光課	商工観光課
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【5】働く場における男女共同参画の推進	10. 就労場における男女共同参画の推進	女性の再チャレンジ支援 ○就職支援センター等関係機関の協力を得て、子育てや介護等で一時仕事を中断した女性の再就職（女性の再チャレンジ）のための情報収集と提供に努める。 ○再就職希望者の知識・技術習得、職業訓練に対する支援	—	■就職支援センターを通じて、関係機関の協力を得て、再就職に関する情報提供を行いました。また、再就職等の支援を目的としたPO教室を開催しました。	■就職支援センターを通じて、関係機関の協力を得て、再就職に関する情報提供を行いました。また、再就職等の支援を目的としたPO教室を開催しました。	■雇用条件と求職者の条件（希望）のミスマッチにより、厳しい雇用情勢が続いています。	■今後も継続して実施します。	商工観光課	商工観光課
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【5】働く場における男女共同参画の推進	10. 就労場における男女共同参画の推進	多様なハラスメントの防止・救済に向けた環境の整備 ○セクシュアル・ハラスメントに関し、就業規則での規制や相談窓口の設置など、雇用管理上の事業主の配慮義務について周知・啓発を図る。 ○職場のセクシュアル・ハラスメントや、パワー・ハラスメントを未然に防止するための啓発活動の促進。 ○町職員に対するセクシュアル・ハラスメントや、パワー・ハラスメント防止についての研修会の実施。	—	■各種現職教育研修会でセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止の指導啓発を行いました。	■各種現職教育研修会でセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止の指導啓発を行いました。	■愛媛県教育委員会からの指導の周知等を実施しています。	■各種現職教育研修会において、メンタルヘルス等の研修を取り上げます。	学校教育課	総務課 企画財政課 商工観光課 保健福祉課 高齢者支援課 学校教育課 生涯学習課
[2]男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【5】働く場における男女共同参画の推進	11. 農林水産業における男女共同参画の確立	各種団体における女性委員の参画促進 ○農協や漁協など、関係団体における役員や委員、また組合員としての女性の参画推進のための広報・啓発	■農業委員会に占める女性の割合・平成22年度：18.5%（現状値） 平成27年度：18.5%（現状値） 平成32年度：30.0%【目標値】 ※平成27年度までは農業委員会委員は選挙によって決定される場合があったため、目標値は設定していない。	■農業委員会の委員に占める女性の割合：11.4% ■愛南漁協女性部会に対する活動支援を県・漁協と連携して実施しています。	■農業委員会の委員に占める女性の割合：11.4% ■愛南漁協女性部会に対する活動支援を県・漁協と連携して実施しています。	■女性農業者への積極的な周知活動が必要とされています。 ■行政・漁協の協力のもと、女性の独立した水産業の振興を実施しています。町の「ぎょよく教育」の普及活動にも、積極的に参加しています。併せて、起業化の学習支援も行っています。	■次期改選時（平成31令和2年7月）に向け、女性農業者及び地区の代表者等へ委員の積極的な女性登用を働きかけます。	農業委員会	水産課 農林課 水産課

平成30年度 愛南町男女共同参画推進計画（後期計画）各取組進捗状況

【2】男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【5】働く場における男女共同参画の推進	11. 農林水産業における男女共同参画の確立	農林水産業の従事者や関係団体への意識啓発	○固定的な性別役割分担意識と、それに基づく習慣・しきたりを改めるための啓発	—	■農家の家族経営協定締結数：51件 ■女性の認定農業者数：2人 ■グリーンツーリズムは、受入れ体制の確立と人材育成の推進を図る各種研修事業を実施しました。	■農家の家族経営協定締結数：50件 ■女性の認定農業者数：2人 ■グリーンツーリズムは、受入れ体制の確立と人材育成の推進を図る各種研修事業を実施しました。	△ ■協定等について周知を図り、経営参画への条件整備を行う必要があります。 ■グリーンツーリズム 農林漁家民宿6戸のうち、1戸が休業中となっているため、今後新たに農林漁家民宿開業者の掘り起しを行う必要があります。	■現状を維持します。 ■グリーンツーリズムを継続実施します。	農林課
			農林水産業での女性の地位確立と活動しやすい環境づくり	○家族経営協定に関する啓発と締結。 ○女性の認定農業者の増加に向けた支援。 ○女性の視点を活かした農林水産業の6次産業化支援、またグリーンツーリズム、ブルーツーリズムへの取組の支援。	■農家の家族経営協定締結数 ・平成22年度：46件【現状値】 ・平成27年度：70件【目標値】 51件【現状値】 ・平成32年度：70件【目標値】	■農家の家族経営協定締結数 ・平成29年4月：34.2% ■愛南町住民参画推進条例第10条の規定により、委員の2割以上を公券による委員とすること、及び男女の構成比率をそれぞれ3割以上とすることとし、その推進に努めました。	■農家の家族経営協定締結数 ・平成30年4月：33.3% ■愛南町住民参画推進条例第10条の規定により、委員の2割以上を公券による委員とすること、及び男女の構成比率をそれぞれ3割以上とすることとし、その推進に努めました。	△ ■公券による委員の割合：10.1%、女性委員の割合：33.3% 女性委員の割合は目標数値に達しましたが、公券による委員の割合は目標数値を下回り、低迷している状況です。住民の町制へ参画しようとする意欲の向上が必要ですよ。	■町政に関する情報の提供に努め、住民参画の気運を高めます。引き続き、委員会の委員の公券枠の確保と適正な男女構成比の維持に努めます。	総務課
【2】男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【6】政策や方針決定過程への女性の参画推進	12. 政策・方針決定過程における女性の参画の推進	あらゆる場における、女性の政策・方針決定過程への参画の推進	○各種審議会等における委員や、町職員の管理職など政策決定の場において、数値目標を伴うポジティブ・アクション(積極的改善措置)の導入による女性の登用数の確保。 ○町が率先して政策・方針の立案段階から女性の積極的登用を図る。 ○女性の積極的登用に向けた広報・啓発活動の推進。 ○各種委員の選出に際しての公券性の拡大を図るとともに、子育て中、介護中の人でも参加しやすい形式の会議、委員会等の設定。 ○公聴会、パブリックコメント、アンケート等を通じて、住民の町政に対する意見を広く収集し、施策への反映に努める。	■審議会等における女性委員の割合 ・平成22年度：29.6%【現状値】 ・平成27年度：40.0%【目標値】 30.1%【現状値】 ・平成32年度：40.0%【目標値】	■審議会等における女性委員の割合 ・平成29年4月：34.2% ■愛南町住民参画推進条例第10条の規定により、委員の2割以上を公券による委員とすること、及び男女の構成比率をそれぞれ3割以上とすることとし、その推進に努めました。	■審議会等における女性委員の割合 ・平成30年4月：33.3% ■愛南町住民参画推進条例第10条の規定により、委員の2割以上を公券による委員とすること、及び男女の構成比率をそれぞれ3割以上とすることとし、その推進に努めました。	△ ■公券による委員の割合：10.1%、女性委員の割合：33.3% 女性委員の割合は目標数値に達しましたが、公券による委員の割合は目標数値を下回り、低迷している状況です。住民の町制へ参画しようとする意欲の向上が必要ですよ。	■町政に関する情報の提供に努め、住民参画の気運を高めます。引き続き、委員会の委員の公券枠の確保と適正な男女構成比の維持に努めます。	総務課
			■行政評価委員会、各地域審議会、入札監視委員会、人材育成事業審査会 総数74人中女性32人(43.2%)	■行政評価委員会、各地域審議会、入札監視委員会、人材育成事業審査会 総数75人中女性33人(44%)	◎ ■企画財政課管内における審議会等の女性登用率は、目標値に達しており順調です。	■引き続き積極的な女性委員の登用を図ります。	企画財政課			
			■国保運営協議会委員 9人中1人(11.1%)	■国保運営協議会委員 9人中1人(11.1%)	△ ■関係機関等(公益代表3人、保険医代表3人、被保険者代表3人)からの選出のため、女性の登用が難しいです。	■関係機関等から選出しているため、女性委員の登用が難しいですが、引き続き、積極的な女性委員の登用を図ります。	町民課			
			■健康づくり推進懇話会 10人中5人(50.0%)	■健康づくり推進懇話会 10人中6人(60.0%)	○ ■女性委員を登用しています。	■引き続き積極的な女性委員の登用を図ります。	保健福祉課			
			■地域包括支援センター運営協議会：10人中5人(50.0%) ■地域包括支援ネットワーク懇話会：10人中6人(60.0%) ■老人ホーム入所判定委員会：5人中3人(60.0%) ■介護保険法運営協議会：10人中2人(20%) ■福祉関係計画策定懇話会：10人中1人(10.0%)	■地域包括支援センター運営協議会：10人中5人(50.0%) ■地域包括支援ネットワーク懇話会：10人中4人(40.0%) ■老人ホーム入所判定委員会：5人中3人(60.0%) ■介護保険法運営協議会：10人中3人(30%)	○ ■積極的な女性委員の登用を図りました。	■引き続き積極的な女性委員の登用を図ります。	高齢者支援課			
			平成29年度 ■環境審議会委員：14人中3人(21.4%)	平成30年度 ■環境審議会委員：14人中3人(21.4%)	△ ■委員の構成上、町内の団体の代表者(区長等)が半数以上を占めているため、女性の登用は難しいです。	■環境政策全般について一体的に審議をするため、学識経験者や一般公券の枠から女性委員の登用を図ります。	環境衛生課			
			平成29年度 ■教育支援委員会：19人中17人(89.5%) ■結核対策委員会：7人中4人(57.1%) ■特別支援連携協議会：35人中28人(80.0%) ■学校給食センター運営懇話会：12人中4人(33.3%)	平成30年度 ■教育支援委員会：18人中15人(83.3%) ■結核対策委員会：7人中4人(57.1%) ■特別支援連携協議会：33人中26人(78.8%) ■学校給食センター運営懇話会：12人中2人(16.7%)	△ ■所属先の関係から女性委員が多い場合と少ない場合があります。	■審議会等の特色に応じ、バランスの良い登用に取り組みます。	学校教育課			
			平成29年度 ■文化財保護審議会：7人中1人(14.3%)	平成30年度 ■文化財保護審議会：7人中1人(14.3%)	△ ■取扱っている内容が専門的なためか、女性委員が少ないです。	■引き続き積極的な女性委員の登用を図ります。	生涯学習課			

平成30年度 愛南町男女共同参画推進計画（後期計画）各取組進捗状況

【2】男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【6】政策や方針決定過程への女性の参画推進	12. 政策・方針決定過程における女性の参画の推進	町女性職員の管理職への登用促進等 ○経験や能力の実証に基づき、能力のある女性職員について、管理・監督する立場への積極的な登用に努めるとともに、町職員の配置と登用における性別による偏りの解消に努める。 ○男女平等な研修機会の提供。	—	平成29年度 ■女性管理職：7人	平成30年度 ■女性管理職：8人	△ ■女性管理職の登用は30年度は1名でした。	■今後も人材・適所を基本として、意欲や能力・実績に基づき、公平な人材登用を行います。	総務課	総務課
【2】男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【6】政策や方針決定過程への女性の参画推進	13. 女性人材の育成と情報提供の充実	女性の能力発揮のための機会拡大に向けた積極的取組 ○事業者等に対し、男女の格差を改善するための方策についての情報提供。 ○事業所等に対し、女性の採用拡大、職域拡大、管理職登用等の能力発揮の機会拡大を働きかける。 ○男女共同参画に積極的に取り組む事業者等の紹介や表彰等を行い、意識の醸成に努める。 ○女性団体等へ、男女共同参画に関する学習機会の提供等を通じた活動支援。	—	■求職及び就職状況等の調査において女性の採用拡大に努めるとともに、男女や年齢による格差の改善に努めました。	■就職支援センターを通じて町内事業所に対し、女性の採用拡大及び、男女や年齢による格差の改善に関して啓発を行いました。	△ ■雇用条件と求職者の条件（希望）のミスマッチにより、厳しい雇用情勢が続いています。	■今後も継続して実施します。	商工観光課	総務課 企画財政課 商工観光課
【2】男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【6】政策や方針決定過程への女性の参画推進	13. 女性人材の育成と情報提供の充実	女性地域リーダーの発掘と育成 ○まちづくり、観光分野で活躍する人材の発掘及び女性の地域リーダーの育成。 ○様々な分野の政策や方針決定過程において、女性の参画が進むよう、女性団体等の連携を働きかける。	—	■女性エンパワーメントカレッジ等の周知活動を実施しました。	■女性エンパワーメントカレッジ等の周知活動を実施しました。	△ ■周知活動を行いました。地域リーダー育成については研修会等を行っていない。	■令和元年度より男女共同参画学習会支援事業を開始。利用してもらえるよう広報活動を行う。	企画財政課	企画財政課
【2】男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【6】政策や方針決定過程への女性の参画推進	13. 女性人材の育成と情報提供の充実	女性の能力開発にむけた学習の場の提供 ○女性の能力開発を図るための講座、学習の機会等に関する情報を広報やホームページ等を活用して提供する。 ○女性リーダー同士の情報交換、学習会に対する支援	—	■広報や健康カレンダーに業務内容を掲載しています。	■広報、健康カレンダーやホームページに業務内容を掲載しています。	○ ■広報や健康カレンダーは活用されています。	■今後も継続して実施します。	保健福祉課	企画財政課 保健福祉課 生涯学習課
【2】男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【7】地域活動における男女共同参画の推進	14. 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進	男女共同参画の視点に立った地域活動への支援 ○性別や年齢に関わらず、誰もが積極的に参加できるボランティア活動の充実を図るとともに、誰もがその能力が十分に発揮できるよう、ボランティアネットワークの構築を目指す。 ○自主的な活動を行う各種団体との連携を強化し、行政との協働を推進する。 ○地区組織職員の自主的活動の支援をはじめ、地区組織職員のネットワークづくり、各種地域団体の活動を支援する。	—	■各地域ごとに健康づくり連絡会を実施しました。	■各地域ごとに健康づくり連絡会を実施し、情報共有を行いました。	○ ■健康づくり地区組織リーダーが中心となり、地域の健康づくりの取組みを行っています。	■身近な地域での活動に繋がると、連絡会の内容を充実し、継続して支援を行います。	保健福祉課	保健福祉課 生涯学習課
【2】男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【7】地域活動における男女共同参画の推進	15. 様々な分野への女性の地域活動参画の推進	まちづくり分野での女性の参画推進 ○まちづくりを担う地域リーダー育成のための研修等の支援	—	■女性エンパワーメントカレッジ、リーダー養成セミナー等の周知活動を実施しました。	■女性エンパワーメントカレッジ、リーダー養成セミナー等の周知活動を実施しました。	△ ■周知活動のみに終わり、実際の活動まで到達していない場合が多いです。	■令和元年度より男女共同参画学習会支援事業を開始。利用してもらえるよう広報活動を行う。	企画財政課	企画財政課
【2】男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【7】地域活動における男女共同参画の推進	15. 様々な分野への女性の地域活動参画の推進	観光分野での女性の参画推進 ○地域の観光資源掘り起こしや、観光関連商品・サービス開発に際しての女性参画の推進。	—	■懇話会メンバーとして、本町における商工観光業振興について積極的な取組がありました。	■懇話会メンバーとして参画いただき、本町における商工観光業の振興に関して意見を提言していただきました。	○ ■積極的に意見を提言していただいています。	■今後も積極的に意見を取り入れていく方向で取り組みます。	商工観光課	商工観光課
【2】男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【7】地域活動における男女共同参画の推進	15. 様々な分野への女性の地域活動参画の推進	防災分野での女性の参画推進 ○男女のニーズの違い等、双方の視点に配慮した地域防災計画の策定 ○消防団等防災分野への女性の参画拡大を図るとともに、男女ともに参加しやすい訓練・研修の実施。	—	平成29年度 ■各種団体において、防災訓練、研修会を実施しました。 43組織 1,635名 参加率49% 防災士資格を9名取得（内女性2名）	平成30年度 ■各種団体において、防災訓練、研修会を実施しました。 67組織 1,276名 防災士資格を19名取得（内女性10名）	△ ■訓練や研修には女性が多く参加していますが、男女ともに参加しやすい訓練・研修内容が必要です。	■男女がともに参加しやすい防災訓練・研修を実施します。また、男女共同参画に配慮した地域防災計画の修正及び女性の防災リーダーを育成していきます。	企画財政課 商工観光課 防災対策課 環境衛生課	企画財政課 商工観光課 防災対策課 環境衛生課
【2】男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	【7】地域活動における男女共同参画の推進	15. 様々な分野への女性の地域活動参画の推進	環境分野での女性の参画推進と環境保全活動への参画支援 ○環境保全活動を行う団体等への女性の参画を支援するとともに、環境保全活動を行う団体と、行政、研究機関、NPO等団体とのネットワークの構築、連携を支援する。 ○環境問題に関する情報提供や、勉強会等への支援。 ○環境問題に関する小規模な講演会を企画し、女性の参加率向上に努める。	—	平成29年度 ■小中学生を中心とした環境学習会開催	平成30年度 ■小中学生を中心とした環境学習会開催	○ ■環境問題は幅が広くテーマも多岐にわたることから、本事業は27年度より、これまで続けてきた環境学習会に一本化し、環境問題全般にわたる啓発・改善に取り組んでいます。	■小中学生及び一般を対象に、環境学習会を随時開催していきます。	環境衛生課	環境衛生課

平成30年度 愛南町男女共同参画推進計画（後期計画）各取組進捗状況

【3】男女がともに安心して暮らせる社会づくり	【8】あらゆる暴力を根絶するまちづくり	16. あらゆる暴力の根絶	人権を侵害する暴力防止についての広報・啓発	○町の広報やホームページ等を通じた暴力防止についての啓発。 ○教育委員会、学校等と連携した、児童・生徒を対象とする暴力防止についての意識啓発。 ○若年層を対象とする暴力防止についての啓発。 ○人権の日、人権週間等の機会に、シンポジウムの開催等を通じた啓発。	■DV防止法を知っている人の割合 ・平成22年度：66.4%（現状値） ・平成27年度：100.0%【目標値】 85.2%（現状値） ・平成32年度：100.0%【目標値】	■公民館等に、啓発ポスター等を掲示して、DVIについての周知を実施しました。	■公民館等に、啓発ポスター等を掲示して、DVIについての周知を実施しました。	△	■周知活動は行っているものの、一方的な情報の発信で終わっている感が否めません。	■令和元年度より男女共同参画学習会支援事業を開始、利用してもらえるように広報活動を行う。	企画財政課	企画財政課 保健福祉課 高齢者支援課 生涯学習課
			配偶者等からの暴力防止・救済に向けた推進体制の整備と相談体制の確立	○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく県や警察など関係機関との連携強化。 ○関係機関の連携強化を通じ、被害者支援等にかかるワンストップ・サービスの構築を推進する。 ○現場で被害者支援を行う相談員の質の向上・維持に向けた研修の促進。 ○様々な媒体や機会を通じて配偶者等からの暴力防止・救済のための制度等の周知。	—	■関係機関との連携を行い、周知活動を行いました。	■関係機関との連携を行い、周知活動を行いました。	△	■広報・啓発等を行う回数は確保できているものの、情報の発信が一方的なもので終わっている感が否めません。	■引き続き関係事業を活用して広報・啓発を実施します。	企画財政課	
			—	—	—	■総合相談で相談を受け、ケース会議等開き支援体制等を整えました。	■総合相談で相談を受け、ケース会議等開き支援体制等を整えました。	○	■緊急性を判断し、早期に対応することができました。	■虐待を未然に防ぐための広報活動を実施します。	企画財政課 町民課	
			—	—	—	■公民館で人権・同和教育を実施し、社会的弱者への認識を深める学習活動を行いました。	■公民館で人権・同和教育を実施し、社会的弱者への認識を深める学習活動を行いました。	△	■幅広い人権課題の中の分野として女性の人権について触れましたが、特化した学習会までは行えていません。	■人権に関するテーマは多岐にわたっています。人権・同和教育学習会だけでなく、男女が参加する教室などでも女性の人権について学ぶ機会を取り入れていきます。	生涯学習課	
【3】男女がともに安心して暮らせる社会づくり	【8】あらゆる暴力を根絶するまちづくり	16. あらゆる暴力の根絶	配偶者等からの暴力防止・救済に向けた推進体制の整備と相談体制の確立	○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく県や警察など関係機関との連携強化。 ○関係機関の連携強化を通じ、被害者支援等にかかるワンストップ・サービスの構築を推進する。 ○現場で被害者支援を行う相談員の質の向上・維持に向けた研修の促進。 ○様々な媒体や機会を通じて配偶者等からの暴力防止・救済のための制度等の周知。	—	■関係機関との連携を行い、周知活動を行いました。	■関係機関との連携を行い、周知活動を行いました。	△	■関係課との連携を行い、周知活動、情報共有が必要です。	■引き続き関係機関と連携し、相談体制の整備を行います。	企画財政課	企画財政課 町民課 保健福祉課 高齢者支援課
			—	—	—	■住民基本台帳事務における支援措置申請、戸籍の附票の写し等の発行禁止措置を関係課と連携しました。	■住民基本台帳事務における支援措置申請、戸籍の附票の写し等の発行禁止措置を関係課と連携しました。	△	■潜在的な被害者の救済が必要です。関係課と連携を行っています。	■関係担当部局と連携し、広報誌等で制度の周知を図ります。	町民課	
			—	—	—	■関係機関と連携して、個別相談・訪問を実施しました。	■関係機関と連携して、個別相談・訪問を実施しました。	△	■関係課の情報共有が必要です。	■引き続き関係機関と連携し、相談体制の整備を行います。	保健福祉課	
【3】男女がともに安心して暮らせる社会づくり	【8】あらゆる暴力を根絶するまちづくり	17. 安心できる相談・支援体制の充実	被害者の保護・自立支援	○県などの関係機関との連携による一時保護や自立を支援する。 ○被害者等へのカウンセリング専門機関や、医療機関に関する情報を提供する。 ○誰もが、地域社会の中で安心して暮らすことができるよう、地域での見守り体制の構築を目指す。	—	■関係機関と連携して、支援を実施しました。	■関係機関と連携して、支援を実施しました。	△	■指定した一時保護施設はありませんが、町内の場合は福祉施設や災害時等緊急避難住宅を活用して対応しています。	■今後も継続して実施します。	保健福祉課	企画財政課 町民課 保健福祉課 高齢者支援課
			高年齢者の介護予防・生活支援の充実	○「愛南町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉や介護保険に関する各種支援サービスを実施するとともに、介護予防事業や生活支援事業の充実を図る。	—	■久良老人クラブが友愛活動【声かけや話相手など】を実施しました。 ■身体や環境上等の理由によりひとり暮らし高齢者等に緊急通報システムを設置し、見守りを実施しました。	■久良老人クラブが友愛活動【声かけや話相手など】を実施しました。 ■身体や環境上等の理由によりひとり暮らし高齢者等に緊急通報システムを設置し、見守りを実施しました。	○	■訪問して喜んでもらった方もいれば、人と会うのを嫌いな方もいました。	■町連老人クラブの総会や理事会を通して、友愛活動の実施を要請します。	高齢者支援課	
【3】男女がともに安心して暮らせる社会づくり	【9】ともに支え合う福祉環境づくり	18. 高齢者や障がい者への支援	高年齢者の生きがい活動支援の充実	○高齢者の体力維持や閉じこもり防止、また高齢者の生きがいづくりに向けて、社会福祉協議会等関係機関と連携したボランティア活動や、公民館活動など社会活動に参加しやすい環境づくりに努める。	—	■老人クラブ主催のカラオケ、クローカー及びグランドゴルフ大会を通して心とからだの健康づくりに努めました。 ■地域の清掃活動を実施しました。	■老人クラブ主催のカラオケ、クローカー及びグランドゴルフ大会を通して心とからだの健康づくりに努めました。 ■地域の清掃活動を実施しました。	△	■新規の加入者が少ないです。	■クローカー大会、グランドゴルフ大会、カラオケ大会及び交流事業を実施します。	高齢者支援課	保健福祉課 高齢者支援課
			高年齢者の就業支援	○シルバー人材センター等関係機関との連携を図り、高齢者の就業環境の整備に努める。	—	■公民館において、高齢者を対象にした健康づくり教室や体操教室を開催し、高齢者の生きがいづくりを支援しました。	■公民館において、高齢者を対象にした健康づくり教室や体操教室を開催し、高齢者の生きがいづくりを支援しました。	△	■健康に関する意識は高く、率先して参加してくれています。参加者の固定化は否めません。	■公民館だより等で参加しやすい事業であることをアピールし、新規参加者を募集していきます。	生涯学習課	
	【9】ともに支え合う福祉環境づくり	18. 高齢者や障がい者への支援	高年齢者の就業支援	○シルバー人材センター等関係機関との連携を図り、高齢者の就業環境の整備に努める。	—	■シルバー人材センターへの協力体制と指導等を実施しました。	■シルバー人材センターへの協力体制と指導等を実施しました。	△	■センター登録者の加入促進が必要です。	■シルバー人材センターの周知を図ります。	高齢者支援課	

平成30年度 愛南町男女共同参画推進計画（後期計画）各取組進捗状況

[3]男女がともに安心して暮らせる社会づくり	【9】ともに支え合う福祉環境づくり	19. 生活福祉の推進	様々な困難に直面している人への支援 ○男女別ニーズに配慮しながら、ひとり親家庭や生活困窮世帯等への公的支援 ○ひとり親家庭が抱える悩みや、生活困難に関する悩みの解決に向けて、相談窓口の充実・強化を図る。 ○生活困窮世帯等に対する職業能力開発のための支援や、経済的支援など、関係機関・団体等と連携して、自立に必要な支援を行う。	—	■小口資金貸付を実施しています。	■小口資金貸付を実施しています。	○	■利用者は少ないが、緊急時の対応もしています。	■今後も継続して実施します。	保健福祉課	保健福祉課
				—	平成29年度 ■ひとり親家庭医療費助成：19,798千円(577人)	平成30年度 ■ひとり親家庭医療費助成：17,764千円(518人)	×	■平成30年度は前年度に比べ、助成額の減少、対象者の減少となりました。今後とも広報や窓口等において制度の周知を図る必要があります。	■今後も引き続きひとり親家庭の経済的援助を行い、生活の安定及び保護の向上を図ります。	町民課	
[3]男女がともに安心して暮らせる社会づくり	【10】生涯にわたる男女の健康づくり	20. 生涯にわたる健康づくり	全てのライフステージに対応した健康の保持増進対策の推進 ○母子健康、特定健診やがん検診など様々な機会を通じて、健康づくり・食育活動などについての知識の普及や啓発活動を行う。 ○安心して出産できるよう妊婦健診の充実を図るとともに、妊娠・出産・育児等に関する相談や指導など、妊娠・出産期における女性の健康支援を行う。 ○成人期や高齢期における健診や指導、相談体制のさらなる充実にも努めるとともに、思春期・青年期における健康に関する諸問題についての支援を行うなど、ライフステージに応じた健康づくりの取組を推進する。 ○健康診査の充実、受診率の改善にも努めるとともに、女性に特有ながん(子宮頸がん、乳がん等)の予防・早期発見に対する支援 ○誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の推進。	■特定健康診査の受診割合 ・平成22年度：38.7%(現状値) ・平成27年度：60.0%(目標値) 37.2%(現状値) ・平成32年度：60.0%(目標値) ※平成20年度より、国の法定報告に基づく実績数値。	■特定健診、がん検診、健康相談を継続実施しました。 ■子宮頸がん、乳がんの早期発見のため、受診勧奨を実施しました。	■特定健診、がん検診、健康相談を継続実施しました。 ■子宮頸がん、乳がんの早期発見のため、受診勧奨を実施しました。	○	■特定健診の受診率は昨年度に比べ向上しました。若い世代の受診者が少ないため継続して受診勧奨を実施します。	■特定健診、がん検診の受診率向上のため、受診しやすい環境を整え、継続して受診勧奨を実施します。	保健福祉課	町民課 保健福祉課 高齢者支援課 生涯学習課
				■生活支援コーディネーターと連携し介護予防教室を実施しました。 ■地域で開催されているサロン等でも介護予防に関する普及啓発を実施しました。	■生活支援コーディネーターと連携し介護予防教室を実施しました。 ■地域で開催されているサロン等でも介護予防に関する普及啓発を実施しました。	○	■社会資源や自主活動等の現状調査を行うなど、介護予防につながるきっかけを作ることができました。	■介護予防への関心が高まり、地域での支え合いが生まれるよう、介護予防普及啓発事業を実施していきます。 ■70歳到達の高齢者を対象に基本チェックリストを実施し、状態に合わせた介護予防について啓発します。	高齢者支援課		
[3]男女がともに安心して暮らせる社会づくり	【10】生涯にわたる男女の健康づくり	21. 健康対策の充実	性と生殖に関する健康について学習機会の充実と相談体制の整備 ○家庭・学校・地域等で、身体的、心理的、社会的な「性」の問題について総合的に学習する機会の充実と、相談体制の整備 ○家庭・学校と連携し、「親と子の性教育講座」及び高校生と大人を対象とした「思春期講座」の実施。 ○愛媛県保健体育課「すべての教職員が取り組む性教育指導マニュアル心と体のため」に基づき、性と生殖に関する健康について学習機会の充実を図る。	—	■高校生を対象に思春期講座を実施しました。	■高校生を対象に思春期講座を実施しました。	○	■高校生は将来について考える機会となりました。 ■大人を対象とした教室は2年ごと実施しており、H31年度に実施します。	■家庭・学校と連携し、継続実施します。	保健福祉課	保健福祉課 学校教育課 学校教育課
				■愛媛県保健体育課「すべての教職員が取り組む性教育指導マニュアル心と体のため」に基づき実施しました。	■愛媛県保健体育課「すべての教職員が取り組む性教育指導マニュアル心と体のため」に基づき実施しました。	△	■愛媛県教育委員会の教育基本方針により、実施しています。	■愛媛県保健体育課「すべての教職員が取り組む性教育指導マニュアル心と体のため」に基づき実施します。	学校教育課		
				■家庭、学校、地域等で、保健福祉課及び公民館等が連携し、学習する企画の充実を図り、体制を整備しました。	■家庭、学校、地域等で、保健福祉課及び公民館等が連携し、学習する企画の充実を図り、体制を整備しました。	△	■家庭、学校、地域等で、保健福祉課及び公民館等が連携し、学習する企画の充実を図り、継続して体制を整備します。	■家庭、学校、地域等で、保健福祉課及び公民館等が連携し、学習する企画の充実を図り、継続して体制を整備します。	学校教育課		